

第 2 回検討委員会での意見に対する事務局案

NO	区分	第 2 回委員会での委員意見	事務局案
2	前文	前文を置いて権利利益の保護等を明示すべき	前文を記載
12	総合相談窓口	総合相談窓口を県が設置し、その内容を条例に記載すべき	「総合的な支援窓口の設置」を明記 ※総合的に支援を行う支援窓口の来年度からの設置を目指す
14 ～ 28	語尾の表記	施策については「講ずる」では弱い。「行う」や「実施する」にすべき	「講ずる」を「実施する」に変更
16	心身の影響	「心理的外傷」は医学用語では「心的外傷」のため、「心的外傷」の方がよいのでは	犯罪被害者等基本法では「心理的外傷」の用語を使用しているため、法制担当が精査中
18	居住支援	県営住宅だけでなく、民間住宅を活用する施策を検討して欲しい	(条文の変更無し) 関係部局と協力して取組の一層の推進を図る ・入居を拒まない民間賃貸住宅の供給促進 ・入居者への家賃債務保証等支援を行う居住支援法人の指定 など
21	経済的支援	再提訴費用や転居費用等の支援を検討して欲しい	(条文の変更無し) 来年度の設置を目指す総合的な支援窓口の状況も踏まえ、県が果たすべき役割について今後検討
27	学校現場支援	学校現場において、犯罪被害による精神的回復期間の授業に遅れない対策を検討して欲しい	(条文の変更無し) 教育現場において、犯罪被害者等の人権尊重の教育の徹底を図るとともに、特に義務教育の場では、教育の機会が確保されるよう、市町組合教育委員会に対して、犯罪被害による精神的回復期間において、タブレットを活用した授業配信や、家庭でできる課題の提示・確認を行う等の方法により、学習を支援するよう働きかけを実施